

やまぐち 会報

千鳥が浜の朝日



オンライン指定庁宇部支局



第3回本部研修会（オンライン指定庁における登記事務）



CONTENTS



No.92 - 2006

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	永岡 健治	1
山口県土地家屋調査士会	会長	瀬口 潤二	2
(社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	3
山口県土地家屋調査士政治連盟	会長	乗川 良介	4
臨時総会の報告(要旨)	財務部長	白木 博	5
第1回本部研修会の報告	業務部長	林 弘	6
第2回本部研修会の報告	業務部	和田 祐二	7
第3回本部研修会の報告	業務部	清水 浩二	8
第4回本部研修会の報告	業務部	岡村 匠	9
支部研修会	岩国支部長	中島 順一	10
	萩支部長	藤津 浩	12
	下関支部企画委員	大田 浩治	13
宇部支局オンライン指定庁スタート	広報部員	久保真珠美	14
山口法律関連士業ネットワーク			
第7回一斉共同相談会開催報告	広報部長	藤本 精二	15
林芳正参議院議員との勉強会			
山口県土地家屋調査士政治連盟	幹事長	高杉千河生	16
会員の作るページ			
羽ばたきを期待	岩国支部	浦井 義明	17
事務局だより			
会員異動状況			19
会務報告			22
広報部からのお知らせ			
国民年金基金は夫婦で加入を			23

新年を迎えて

山口地方法務局長 **永岡健治**



山口県土地家屋調査士会会員の皆様、明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族お揃いで輝かしい新年を迎えられましたことと拝察し、心からお喜びを申し上げます。また、会員の皆様には、平素から、登記制度の適正、円滑な運営について御支援と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、我が国においては、第三の変革期を迎えていると言われるように、あらゆる分野において様々な改革が進められており、法務行政の分野も例外ではありません。

取り分け、いわゆる郵政解散にともない行われた衆議院議員総選挙において、自民党が圧勝した結果を受け、小泉首相の改革路線は一層のスピード感を増したものとなっています。

このような情勢の中、昨年3月7日には、新不動産登記法が施行されました。新法は、当事者出頭主義の廃止、登記原因証明情報提供の必須化、登記官による本人確認制度及びオンライン申請制度の導入などを柱とする、正に画期的な大改正であり、施行後の円滑な運用に一抹の懸念はありましたものの、会員の皆様の御理解と御協力のお陰を持ちまして特に混乱もなく推移しており、改めて御礼申し上げます。

また、御承知のとおり、4月6日には、筆界特定制度を創設するための不動産登記法等の一部改正（平成17年法律第29号）が行われ、本年1月20日から施行されることになっています。この制度は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定するものです。当局におきましては、一昨年から「表示登記充実・強化プロジェクトチーム」を設置し、制度に関する調査・研究のほか、貴会との意見交換など制度導入に向けた体制整備に努めてきましたが、筆界特定制度における筆界調査委員には弁護士、土地家屋調査士及び司法書士が指定されることが予定されておりますし、また、土地家屋調査士法の一部改正により土地家屋調査士の業務について、筆界特定手続代理関係業務

に関する規定が整備されておりますことから、制度の円滑な実施に当たっては、筆界に関する専門的知識を有する会員の皆様の活躍が大いに期待されます。

一方、地図情報システム（地図のコンピュータ化）については、平成16年1月からパイロットシステムを水戸地方法務局登記部門に導入し、必要な実証的検証及びこれを踏まえた開発が進められてきていましたが、平成18年度から全国の登記所への本格展開が開始されることになっています。地図情報システムは、登記情報システムと連動した独立のシステムの構築を目指すもので、登記所保管の地図及び測量図等を電磁的記録に記録するものです。当局においても、平成18年度から順次展開が図られる予定であり、高度情報化にふさわしいシステムの構築が着実に進展するものと考えています。

ところで、当局においては、平成17年度の業務課題として「顔の見える積極的な法務行政の推進」及び「適正・迅速な事務処理」を掲げ、職員一丸となった取組に努めており、昨年は、6月と10月を「窓口サービス充実・強化月間」と定め、登記申請事件の24時間処理や県内6か所における「法務なんでも相談」の開設、NHK山口放送局のギャラリーをお借りし「法務なんでも講座」を3回開設するなど、利用者の皆様や地域の皆様のニーズに即した取組を実施することができました。特に、登記申請事件の24時間処理に関しましては、会員の皆様にも登記相談の予約制をお願いするなど御協力をいただき、すべての職場で成果をだすことができました。今後ともよろしく願いいたします。

いずれにしましても、筆界特定制度がスタートする今年は、表示登記制度の節目の年になると考えておりますし、また、法務局にとりましても今後の飛躍に向けての正念場の年になると考えています。会員の皆様には引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、山口県土地家屋調査士会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と御活躍を心より祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

2006年の年頭に寄せて

山口県土地家屋調査士会 会長 **瀬口潤二**

新年は、春を思わせる穏やかな日差しと共に明けました。私は、午前零時に地元の神社へ初詣に行くことを恒例にしています。この地方にも景気回復基調のあらわれなのでしょうが、今年は、天候に恵まれたこともあって、大勢の参拝客で賑わっていました。今年こそ、会員各位にとって良い年であることをお祈りいたします。

さて、去年は、小泉劇場に象徴されるごとく新たな政治状況が生まれたことを強く印象づけられた一年でありました。昨年9月以降矢継ぎ早に、改革に関する方向性が打ち出され、本年1月に召集される国会では、多くの改革法案が準備されているようです。

他方、多くの事故や事件が報じられました。鉄道事故や耐震構造計算偽造事件、証券取引における入力ミス事件、銀行のATMへ仕掛けられた盗撮事件、幼い子供をねらった凶悪事件が毎日のようにテレビ・新聞で報道されました。

新不動産登記法は、こういった社会状況の中で施行されていることを強く意識する必要があります。多くのさまざまな情報がコンピュータに内蔵され、それらが、相互に関連付けられ、膨大な情報処理技術が社会の隅々まではりめぐらされています。

この社会を、誰がコントロールするか、どのような新たなルールを作っていくのかを真剣に考えていく必要があります。

便利な社会に隠れた怖さを知り、人々がこ

ころ豊かに安心して暮らせる社会を創造する主体は、国家だけではありません。私たち資格者には、情報処理技術に満たされた便利な(?)社会を推進する「国家組織」と「国民」を仲立ちする役割が与えられているのではないのでしょうか。

オンラインによる登記申請は、役所と国民の距離を益々広げていきます。しかしながら、私たちは、国民の法律行為とその真意を確認し、不動産という実体を資格者自身が、調査・測量して登記する基本的な姿勢を見失ってはなりません。登記制度の信頼性を保証する制度として、土地家屋調査士制度があることを再確認しましょう。

年頭にあたり、山口県土地家屋調査士会は、国民に対し、便利で、より信頼性の高い登記制度創造の一助を担う組織であることを宣言したいと思います。

平成18年元旦



新年挨拶



社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **下野洋二**

新年、あけましておめでとうございます。初春を皆様方、如何お迎えになりましたでしょうか。さぞかし、希望に満ちた思いを込めての新年だったことでしょう。本年こそ、協会にとっても、皆さんにとっても良い歳であることを心から祈念しております。

昨年は、改革第2弾として、役職員の削減、支所業務費、事務的経費等の節減、役員を中心にした業務活動の強化に努めて参りました。秋に行われる「開発巡回活動」に併せて、私と林、瀬口両副理事長が先頭に立って、地元の支所長、理事ともども官公署等に受託要請活動に取り組んだところです。

1、2回の巡回では不十分であることは、重々承知しておりますが、これからも時間をとって、官公署等に受託要請活動をしていきたいと思っております。また、地元の社員皆様も受託した業務とは別に、年に3、4回は、協会の広報活動として地元官公署等に開発活動されることを強くお願いするところで

す。ところで、年末の事業収入実績を見ますと前年同月比の約20%減でした。事業収入の減少は、市町村合併に伴う業務発注の一時停止、発注形態の変更等、公共事業の減少に拠るところが大きいのですが、だからといって手を拱いて見ているわけにはいきません。役員は、勿論のこと全社員の開発活動によって、新たな発注先を見つけなければなりません。そうしなければ、協会は、更なる厳しい状況に追いやられ、存続の危機に立たされるのではないかと

心配しているところです。これに対応するために、改革第3弾を検討しなければならないのか、頭を悩ませているところです。

話は変わりますが、国の公益法人改革で、法人のなかでの公益法人としての協会の位置づけが、議論になっているところです。まだ結論は出ていないようですが、厳しい意見も出ているようで予断許されない状況のようです。これについては、別に機会を見て、社員各位にお知らせしたいと思っております。

このように協会を取り巻く状況には、厳しいものがあります。これを打破するのは社員が一丸となって立ち向かうしか方法はありません。新春に相応しくない暗い話ばかりでしたが、昨年後半から日本経済の力強い発展が見られるところです。これに希望を見だし、社員各位の更なるご奮闘をお願いして、理事長としての新年の挨拶とします。



新年のごあいさつ

全国土地家屋調査士政治連盟副幹事長
山口県土地家屋調査士政治連盟会長
山口県土地家屋調査士名誉会長

乗川良介



山口県土地家屋調査士会並びに山口県土地家屋調査士政治連盟の会員の皆様、平成18年丙戌の新年を清清しく迎えられ誠にありがとうございます。

昨年は第44回衆議院議員の総選挙が実施されました。

おかげで、山口県土地家屋調査士政治連盟で推薦した各先生方におかれては全員が当選され、又我が山口県土地家屋調査士政治連盟の顧問にも快く御就任いただいたところであります。

総選挙において、応援等多くの御協力を戴いたことに対し、感謝申し上げます。

さて、昨年は我が土地家屋調査士を取り巻く環境は大きく様変わりした年でありました。皆様御承知の通り、不動産登記法及び土地家屋調査士法も大改正され、土地家屋調査士業務も業域が拡大されると共に、自己責任も重くなって参りました。

会員の皆様におかれては、会の行う研修会等を通じ、十分に研鑽を積み新しい土地家屋調査士制度の理解を深め、国家、国民の為、安心、安全な制度として国民から信頼される様努めて戴くことを切望致します。

山口県土地家屋調査士政治連盟は、全国土地家屋調査士政治連盟と連携して、日本土地家屋調査士会連合会並びに、山口県土地家屋調査士会をサポートしながら、調査士の地位向上を図り、不動産登記制度を通じ、国民の権利の安定と擁護に貢献することのお手伝いをする事をお誓い申し上げ、益々政治活動を会員皆様の協力の基、実施して参ります。未加入の会員各位の御入会をお待ちすると共に、全員参加の政治活動を推進することが1日も早く実現できる事を期待し、新年のごあいさつと致します。



臨時総会の報告（要旨）

財務部長 白木 博

山口県土地家屋調査士会の臨時総会が下記のとおり開催されました。

1. 日 時 平成17年9月13日(火)
午後3時45分～午後4時45分
2. 場 所 山口市惣太夫町1-15
「ぱ・る・るプラザ山口」
3. 出席者 会員総数249名
出席会員93名
(内委任状出席64名)
4. 議 事

『第1号議案』日調連自家共済制度廃止に伴う 残余財産の分配報告

分配金は日調連臨時総会で制定された規則のとおり、会員の加入期間により計算した残余財産の分配金額を平成18年6月30日までに、山口会に支払われることを報告しました。

『第2号議案』日調連特定認証局に係る特別会費支出方法及び会員からの徴収方法審議の件

山口会では、会員の直接的な負担及び事務局の事務処理を軽減するため、日調連自家共済制度廃止に伴う残余財産の分配金を利用して徴収する。

承認事項第1の平成17年7月から納入義務のある「特別会費支出方法」は日調連自家共済制度廃止に伴う残余財産の分配金が山口会に入金される平成18年6月30日分まで山口会の仮払いとする。

承認事項第2の会員からの徴収方法は残余財産の分配金の中から会員1人当たり特別会費2万円を徴収する。

分配金の額が2万円に満たない会員については差額を会員個々より徴収する。

平成17年7月以降の入会者については2万円全額を徴収する。

以上の承認事項第1、第2を提案し、承認可決されました。



第1回本部研修会の報告

業務部長 林 弘

1. 日 時 平成17年9月13日(火)
13時30分～15時30分
2. 場 所 ぱるるプラザ山口
3. 研修内容 「オンライン登記申請について」
 - 第1部 本会業務部の佐世保支局(オンライン指定庁)視察報告
 - 第2部 法務局職員によるオンライン登記申請の状況説明
 - 第3部 日調連特定認証局について
4. 講 師
 - 第1部 業務部員
 - 第2部 山口地方法務局 首席登記官
林 隆康 様
山口地方法務局 宇部支局登記官
石崎 司 様
 - 第3部 瀬口潤二会長

山口地方法務局管内に於いても、本年度の12月に宇部支局がオンライン指定庁に指定されるという状況を見据えて、瀬口会長の指示により、平成17年3月22日に第1号のオンライン指定庁となったさいたま地方法務局上尾出張所に次いでオンライン指定庁となった、長崎地方法務局佐世保支局に西本聡土業務担当副会長をはじめ岡村匠理事、和田祐二理事、清水浩二理事が視察に行きました。その

報告として第1部に業務部より視察報告を行いました。第2部は、山口地方法務局の林 隆康首席登記官、宇部支局の石崎 司登記官に講師になっていただきオンライン登記申請の状況説明を研修していただきました。林 隆康首席登記官より全体的な流れをお聞きし、石崎 司登記官より詳細についてお聞きしました。石崎 司登記官は、山口地方法務局より選ばれて、さいたま地方法務局上尾出張所に視察に行かれ山口地方法務局内の研修会でも講師を務められたと言う事で最新の現在の状況を分かりやすく説明していただきました。第3部は、瀬口潤二会長より日調連特定認証局について説明を受けました。特にオンライン申請の担い手は、土地家屋調査士及び司法書士であることは不動産登記法の改正により明確にされたこと改正法の所々に資格者代理人の活用が盛り込まれていることなどの説明がありオンライン申請は、資格者代理人として避けては通れない事である事を改めて痛感しました。最後に土地家屋調査士の置かれている環境もどんどん変わっており最近の政治状況、経済状況、世の中の流れを充分把握して、ちょっと遠くから広い視野で眺めて見ることも重要な事では、ないでしょうか？



第2回 本部研修会の報告

中央伝達研修の山口会本部研修（伝達研修）会を終えて

業務部 和田祐二

今回、平成17年10月22日、23日にオンライン申請とADR特別研修に関する説明を中央伝達研修として受けてきた。

オンライン申請に関して連合会は日調連特定認証局運営委員会を設置して真剣な取り組みをしていることが研修会を通じて直感的に伝わってきた。

当然のことながらこの研修内容を山口会の会員に本部研修で伝えることが私の役目となるが、伝達研修がうまくいかなければ、山口会は全国の調査士会から一步も二歩も遅れをとることを思い責任の重さを痛感した。

本部研修の打合せとして業務部会が行われ、私の作成した研修内容の概要案を検討してもらおうと、一緒に研修会を受けてきた西本副会長から「説明の難しいところは録音してきたものをそのまま研修で再生する」と肩の荷が下りる意見が出た。

お陰で気分は楽になり、少し冷静に研修会について検討できるようになった。

研修会を成功させるには連合会の最大の目的である「全会員ICカード発行」を山口会の会員にどう理解してもらおうかということに焦点を絞って研修内容の検討をし、ひたすらICカード取得をお願いする、連合会でのオンライン申請準備などの進行状況を伝えて間近に迫るオンライン申請準備に関して危機感を持って頂きICカード取得の意義を認識してもらおう、この二つの方法を考え、後者を選択す



ることにした。

伝達終了後、予想に反して質問が全くなかったことに私の伝達があまり良いものではなかったことは実感したが、「終わってしまったものは仕方がない」とわりと諦めがよく、自分が全力を尽くしたことを自己評価した。

研修会の後半は、西本副会長担当のADR特別研修の説明があり、この研修は私が聞いていても、とても説明がうまく「全国の中でこれほど正確に伝達できたことがあったであろうか」と思うほどであった。

今回の本部研修会にご多忙のところ遠路より集まって頂いた会員の皆様には私の担当箇所につき、大変未熟な研修であったことを深くお詫びします。

伝達研修が成功であったかどうかは、各会のICカードの取得率によって決まるものと思いますので、ここで改めてICカード取得を深くお願い致します。



第3回 本部研修会の報告

『オンライン指定庁における登記事務』研修会報告

業務部 清水浩二

本年度第3回の本部研修会を平成17年12月3日(土)に「ぱるるプラザ山口」にて司法書士会との共催で開催致しました。

出席人数は会員118名、補助者24名、合計142名でした。

司法書士会の下瀬会長の挨拶で始まり、法務局の職員の方々からの説明の前に、山口税務署の宮田様から消費税の納付についての説明がありました。



法務局の林首席登記官の挨拶があり、武吉表示登記専門官より、オンライン申請による登記申請の説明があり、休憩を挟み、松下登記総括官よりオンライン指定に伴う事務取扱の変更事項の説明がありました。最後の質疑応答では、登記識別情報の事などが質問されておりました。

オンライン申請に関しては、パソコン初心者の人達にとっては(私も初心者なのですが...)ハードルが高すぎるのではと思っていましたが、やはり、休憩時間になった途端に、色々な所から「難しすぎる」や「自分には関係ない」といった声が聞こえてきました。

私の場合は9月2日に佐世保支局にオンライン指定庁の視察に行く事になり色々業務部



の方々勉強する機会があった為、聞きなれていた言葉も多くあり、あまり抵抗はありませんでしたが、一般会員の方々にとっては、ほとんどが真新しい言葉で、難しかったのかもしれない。しかし、私達業務部員にとっても簡単な事ではありません。連合会の伝達研修の講師をされた西本副会長・和田理事が中心となって、色々勉強をしておりますが、まず自分で接してみないと始まらないと思います。

会長からも言われておりますが、今後は、業務部が中心となって、このオンライン申請について、もっと研究し、会員の皆様方に伝達しなければと思っております。

最後になりましたが、今回講師をしていただいた法務局の職員の方々には感謝し、今回の研修会の報告といたします。



第4回 本部研修会の報告

「筆界特定制度について」の研修会報告書

業務部 岡村 匠

平成17年12月9日山口県教育会館研修室において、山口地方法務局の林隆康首席登記官及び松村正博総括表示登記専門官より「筆界特定制度について」の説明があり、103名の会員の方々が聴講されました。いつにない出席者の多さに皆さんが関心を持っておられるのだと感じました。



この日私は司会をさせていただきましたが、不慣れなものでみなさまにご不便をかけたのではないかと反省しております。

さて、この制度は所有権登記名義人等の申請に基づき、筆界調査委員の意見を踏まえて筆界特定登記官が土地の筆界を特定する制度で、平成18年1月より施行されるとのことです。

筆界特定を申請する理由を明らかにすれば、筆界紛争があるなしに関わらないとのことですが、主に紛争がある時にこの制度が利用されるのではないかと思います。私の口下手か、それとも経験不足、知識の無さが災いしてか、筆界が決まらず『トホホ・・・』



となることがあるが、まあそれでも姉齒建築士のように書類を偽装したりする事はないけれど、これからは筆界特定制度を活用すれば一人悩める日々を送らなくてすむのかどうか。『はたしてそんなに簡単に紛争が解決するのかあー』とも思ったのは未熟者の私だけでしょう。この制度が一般の方に広く浸透し、有効に活用されることを願っております。



支部研修会

支部研修会を行う

岩国支部長 中島順一

平成17年9月17日(土)10時から16時まで玖珂郡由宇町銭壺山山頂「山口県ふれあいパーク」において研修会を行なう。支部長になっての初めての研修会であった。

支部会員43名の内、出席者20名であった。出欠の案内をしたとき23名出席であったが当日連絡のないまま欠席2名があった。これからは、昼食の用意等参加人数より2～3名少なく予約し、万一不足したときは追加することにしよう。出欠の連絡をしても連絡のない人が8名あった。欠席の連絡は会員の義務ではなかろうか。

さて研修内容であるが午前、浦井義明会員を講師として、調査・測量実施要領の研修をした。事前に16項目の質問をし、YES、NOで答える形式で行なわれた。

答えは、具体例を含め親切丁寧な説明であった。

午後はADR研修に参加された河内正幸会員、荒川和子会員の内、河内正幸社員を講師として研修した。ADRが何か、分からない私には、全体像が少し理解できた。



別に境界問題の調停の事でなくても、これは使えるのではないかと思った。相手の話をよく聞く、すぐに結論をいうのではなく言いたいことを十分言わせてあげる。なかなかやさしいようで難しいものである。

又、荒川会員においては自費で何度か県外へ出向き研修を受けられているとの事であり、将来を見据えて勉強しているのだと感じた。

時代の変化が速くADRはもとより筆界特定制度、オンライン登記等対処しにくい世の中になったものだ。



第3回岩国支部研修会報告

岩国支部長 中島順一

平成17年11月19日、20日泊り込みの研修を玖珂郡由宇町銭壺山山頂「山口県ふれあいパーク」において行なった。

岩国支部会員総数43名だが参加者は15名と少なかった。

研修会の日程が各種の行事等と重なったり、興味のないテーマになっていたか検討しよう。又、参加する会員、参加しない会員は大体決まっており、出欠の連絡をしても、連絡のない会員もいる。連絡は会員の義務ではないだろうか。



工藤純一会員、河近卓美会員の進行により調査書を書いた9名の会員が発表した。他の会員の書いた調査書を見ることはほとんどなく大いに参考になった。



- ・ 予定外のテーマとして浦井義明会員により「あまり深く考えないで下さい」といいながら深く考えるような質問があった。

午前 ・「所有権の及ぶ範囲の確認と境界確定事件について」と題して、大森正秀会員が講師となり説明があった。

詳細は割愛しますが来年3月から筆界特定制度が施行されます。

- ・ レビン小林久子の「調停への誘い」のビデオを見た。私の性格からして、とてもではないが私には調停は出来ないと思った。なおこのビデオ、他の支部で必要であればお貸しします。

午後 ・「土地、建物調査書作成の記述について」



萩支部研修会報告

萩支部長 藤津 浩

萩支部の技術研修会を去る9月2日(金)に、萩市内のサンライフ萩に於いて開催致しました。

参加者は会員6名、補助者2名の合計8名でした。調査士会、公嘱協会の役員等が会の行事と重なったため少なくなりました。

研修会の内容はGPSの研修会ということで主にサーバ型RTK測量について行いました。講師は日本GPSソリューションズ株の方をお願い致しました。

研修会はまずGPSの基本的な話から始まり本題のサーバ型RTK測量までたっぷりありましたが、昼食をとった後なのでかなり睡魔におそわれ断片的な記憶しか残らない結果になりました。

さて、ひととおりの説明が終わって今度は外でサーバ型RTK測量機(もちろん日本GPSソリューションズ製)を使って実習を行いました。折からの残暑で今度は猛暑に襲われることになりました。ともあれこの機器は取り扱いが非常に簡単でありました。但し価格の面で少し問題があるように思われます。ちなみに萩支部にもこの機器を所有している方が1人おられますが、扱いやすく、実務的とのことでした。

研修の最後にたまたま国交省の電子基準点が近くにあったのでこの点を測量し、その座標と比較した結果1cm以内という素晴らしい結果になった事を報告しておきます。



第5回下関支部研修の報告

下関支部企画委員 大田浩治

11月19日(土)に山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会下関支所との合同で第5回支部研修を行いました。今回は、公嘱協会が下関市において受託した業務につき担当社員が主体となってGPS基準点を設置する実際の測量に参加するというものでした。参加募集をしたところ、この時期、公嘱支所の他の受託業務に市内8事務所が共同して従事している手が離せないという事情があったにもかかわらず、会員(社員含む)21名、補助者9名の計30名が参加され、関心の高さがうかがえました。

当日は好天に恵まれました。午前9時半、現場近くの下関市役所勝山支所駐車場に集合。これは、当初8時半に集合とお知らせしていたのを、飛来する衛星の受信状況を考慮して1時間繰り下げて急遽9時半に変更し、参加者の皆さんにご迷惑をおかけしましたが対応していただいたものです。集合場所では選点図をはじめ観測図、平均図、セッション移動計画表、7班の編制表が配布され、観測総合チーフの打越支部長と今回の業務のチーフを務める藤山政志下関支所副支所長が挨拶と観測計画の説明。その後各班の観測場所に移動して、午前10時半から午後3時10分まで長丁場の観測をしました。

この日の観測にかかる電子基準点データを国土地理院のホームページからダウンロードできるのが午後5時からということなので、それに合わせて午後5

時から会場を公嘱協会下関支所の会議室に設けて解析を行い、24名が参加されました。

はじめに打越支部長が1級程度の登記基準点を3点ほど現場周囲に設置することにした経緯やさらに3級程度の基準点を配置するまでをホワイトボードに描いた略図や選点図等を用いるとともに公共測量作業規定の定めも示しながら説明。次いで、各班から集められた観測データや電子基準点のデータをパソコン上のソフトに取り込む方法に始まり、基線解析、三次元網平均計算までの一通りの流れを解析計算総合チーフの白木博会員(社員)が実演しました。

ここでの解析は、研修という性格もあって限られた時間内に新点の成果座標を求めるものではありませんでしたが、そのソフトの運用の様子はプロジェクタでホワイトボードに映写され、午後7時を過ぎるまで参加者は熱心に見入っていました。



宇部支局 オンライン指定庁スタート！

広報部員 久保真珠美



宇部支局は、平成17年12月12日からオンライン指定庁に指定され稼働が始まりました。

そこで、稼働初日に藤本広報部長と久保広報委員が、宇部支局長に取材を行いました。

永田一義支局長より次のお言葉を、いただきました。

「平成17年3月7日に施行された『不動産登記法』の改正によって、オンライン登記申請制度が導入され、山口局の第1号庁として当宇部支局が指定され本日から稼働することとなり、無事にオープンできましたことは、職員をはじめ関係各位のおかげと大変感謝しております。

今後は、オンライン登記申請と書面申請との併用となり、すべての登記申請事件において登記済証に変わる登記識別情報が発行されることとなりますが、個人情報保護の観点から交付・管理は厳格に運用することとされていますので協力をお願いします。」

質問1．オンライン指定庁の指定を受けましたが大きな変化は何でしょうか？

答え 一番大きな事は、登記済証の概念が

無くなることです。

そして、登記済証に代わる本人確認手段として登記識別情報制度が導入されました。

個人情報保護の観点から登記識別情報の取扱いには、職員個々の厳格な運用管理が求められる事となりました。対外的には閲覧席へは用の無い方は、入られないようにしました。

質問2．山口県内で、最初の指定庁となりましたが、どのようにして決まったのでしょうか？

答え 取扱いの事件数などを勘案して本所が決められました。

オンライン指定庁になると、データは山口のセンターで一括管理される事となっていますので、コンピューターの管理上の問題もあったかもしれません。

質問3．オンライン指定庁になり、気をつけることはありますか？

答え 登記済証が無くなり、それに変わる本人確認手段として登記識別情報が、登記名義人ごと、1筆ごとに作成されるので、その取扱いに注意することです。

感想

登記識別情報制度の導入によりその管理に神経を使われている様子が良くわかりました。

みなさんも法務局に行く際には、身分証を携帯して行きましょう！



山口法律関連士業ネットワーク第7回一斉共同相談会開催報告

広報部長 藤本精二

11月26日土曜日山口県土地家屋調査士会館において、午前10時より午後4時相談員40名が相談に応じた。

相談件数

事前予約	当日	キャンセル	計
42件	23件	6件	59件

来場者数

団体名	相談員	相談来場者数		
		男	女	計
行政書士会	2	0	1	1
公認会計士協会	2	0	0	0
司法書士会	11	6	7	13
社会保険労務士会	3	1	0	1
税理士会	3	0	1	1
土地家屋調査士会	3	4	1	5
不動産鑑定士協会	5	1	0	1
弁理士会	1	0	1	1
弁護士会	10	19	17	36
計	40	31	28	59

相談会を知った理由

チラシ	市町村広報	サンデー山口	テレビ・ラジオ	各士業窓口	新聞	その他	回答なし	計
1	5	2	1	3	0	6	41	59

土地家屋調査士会では、三好副会長・藤野山口支部長・私、藤本が相談に応じました。相談内容では、国土調査による境界が分間図を無視したものや、境界でのもめごとがありました。

又、弁護士会との関連のある内容のものもあり、継続して相談を受けていただきました。昨年より全体で8件ほど相談件数が増えており、無料相談会の必要性を感じます。

ちなみに地域別では

山口市	40	下関市	1
防府市	5	周東町	2
宇部市	5	阿東町	1
山陽小野田市	4	長門市	1
		計	59



今後の4月1日(表示登記の日)、9月1日(杭の日)の無料相談会に役にたてていただければ幸いです。

「林芳正参議院議員との勉強会」

山口県土地家屋調査士政治連盟 幹事長 高杉千河生

新年明けましておめでとうございます
本年も宜しくお願い申し上げます

さて、昨年10月1日午後三時より約二時間、山口県土地家屋調査士会館にて山口県土地家屋調査士会と山口県土地家屋調査士政治連盟との共催で、下関市出身の参議院議員、林芳正先生に来調頂き、第二回目の勉強会を開催いたしました。参加者は調査士会・政治連盟・公嘱協会の役員を中心に約30名の参加で勉強させて頂きました。

当日は民法第34条に基づく公益法人制度改革についてのご講義をしていただきました。私達、土地家屋調査士には「公益法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」があります。この組織は土地家屋調査士の発展に少なからず寄与してきました。設立後二十年が近づき、新たな制度改革に対応するための大変有意義な講義となりました。講義は他に国会の話や村上ファンドの村上世彰氏との友人関係など、他では聞けない色々な話をお聞きすることができ、参加者一同充実した勉強会となりました。

先生は昭和36年下関で誕生し、地元で過ごされた後、東京大学法学部を御卒業、その後

ハーバード大学・ケネディー行政大学院で勉学に励まれました。その後父で元衆議院議員林芳郎先生の政策秘書を経て、平成7年参議院議員に初当選、以後平成13年に再選され、現在に至っています。

先生は現在、自由民主党・行政改革推進本部事務局長、国際局次長他、又所属部会では司法制度調査会副会長を始め、11部会で活躍中であります。

因みに、土地家屋調査士制度充実のため自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事長として、また、山口県土地家屋調査士政治連盟の顧問として、大活躍をして戴いているところであります。

昨年は衆議院議員の選挙があり政治連盟会員の政治への参加も見られました。

応援した先生が当選されたときの充実感を聞き、また、調査士会にお礼の電話などが入った話を聞きますと、活動することの励みになります。まだまだ入会者が少なく充実した活動ができませんが、皆様の後押しがあれば乗川会長を軸として役員一同頑張っ活動しますので宜しくお願いします。

「政治連盟への入会を宜しくお願いします。」



羽ばたきを期待

岩国支部 浦井義明

その日は、秋晴れが続いた前日までの天気とは打ってかわって早朝から小雨模様の日であった。午後からは晴れると天気予報には記載があった。数日前から今日は外業に専念すると決めた日である。

地元の知り合いの調査士から、調査士業務の実際を見学したい高専の女性がいることの連絡があり、喜んで私がその役を引き受けた日が、10月15日の土曜日である。

当日は盛りだくさん（ちょっと過剰でもあった）の予定を組み入れた。

筆界未定地の解消手続きを依頼されていた当事者に数日前より連絡を取り、現地立会をお願いした。

毎土曜日に行っている「伝統文化こども教室」で篠笛教室の見学。実は私が講師役をしているのである。

分筆錯誤の後、再分筆処理する現地での境界の確認作業。これは嘱託分筆登記の後に行った道路建設が筆界線を相当に相違して工事が行われた、よくある事例地。

登記を伴わない確定測量の依頼地。近傍の私設図根点（私が勝手に付けた名前）よりの10点余りのトラバース測量選点並びに一部埋設作業。

建物滅失登記依頼地の現地確認。

以上を一日にして回ったのである。私の補助者2名と共に昼食をとる時間も惜しんで調査士業務について懇談したのは予定通りである。また、事務所へ到着後は、業務の7割を占める内業について次回見学を約束して、足取りも軽く彼女は去っていった。

以下見学者木下奈美さんよりの私信を紹介

します。夢多き若人が大きく羽ばたくことを期待します。

10月15日、岩国市の浦井土地家屋調査士事務所の業務見学をさせていただきました。私は、徳山工業高等専門学校の土木建築科を今春卒業し、現在は同校の専攻科に通っています。卒業後の進路にも悩む中、土地家屋調査士という資格を知りました。私は、高専で5年間学んだ測量や製図などを生かすことができる土地家屋調査士の仕事に興味を持ちました。そこで、浦井先生の事務所をお願いをして、業務見学をさせて頂くことになりました。浦井先生は快く受け入れて下さり、とても有り難かったです。



当日の午前中は、境界立会の見学をさせていただき、浦井先生が公民館で子供たちに指導なさっている篠笛の教室にも連れて行っていただきました。境界立会の現場では、浦井先生は依頼主の方と親しげにお話されていたのが印象的でした。それは、岩国市の観光促進活動や、篠笛教室などの地域に関わるボランティアに積極的に参加されておられる先生の人柄の善さから、すぐに納得することがで

きました。浦井先生は、調査士試験に出題される問題の範囲は、調査士の仕事でいうと3割程度で、残りの7割は人との関わり方など、経験と幅広い知識が必要な仕事であるというお話をして下さいました。午後からは、境界調査や、基準点決定業務の見学をさせていただきました。雨の中の作業で、私は皆さんの役に立つようなお仕事はできませんでしたが、様々な種類の調査士業務の見学をさせていただき、本などで読むよりもイメージしやすく、身をもって体験する素晴らしさがよくわかりました。

今回の見学には、とても緊張して参加しましたが、浦井先生や、事務所の方々のおかげで、リラックスして貴重な体験をすることができました。普段、私は学校で決められた授業を受けるという受身的な生活をしていますが、今回の見学を、ご迷惑も承知で勇気を出してお願いしてみてよかったと思いました。8月の土地家屋調査士試験に向け、気持ちも新たに頑張って取り組んでいこうと思います。

謝辞



お忙しい中、業務見学で私を受け入れて下さった浦井土地家屋調査士事務所の方々に厚くお礼申し上げます。みなさんには、優しく接していただき、とても良い環境で見学を行うことができました。様々なお話や、指導をしていただき、本当にありがとうございました。この場を借りて深く感謝いたします。



事務局だより

会員異動状況

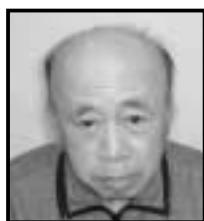
1. 会員入会状況

	氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	みや た たけ こ 宮 田 武 子 (S18.8.26)	H17.9.12	〒753 0831 山口市平井626番地2	(083) 928 9020	(083) 928 9023
	な す もと ひこ 那 須 元 彦 (S19.2.10)	H17.10.11	〒745 0036 周南市本町一丁目 33番地の2	(0834) 22 6061	(0836) 22 6061

2. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
周南	周南	長尾兼男	平成17年9月30日	廃業
山口	山口	綿谷 脩	平成18年1月15日	死亡

訃 報



山口支部 綿谷 脩 会員
昭和10年9月1日生(享年70才)
昭和35年12月12日入会
平成18年1月15日逝去

謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします

3. 事務所住所変更

支部	氏名	変更 年月日	変更 事項	変更内容	TEL	FAX
山口	若月慎一郎	H16.4.12	住所	〒754 1101 山口市秋穂東5947番地	(083) 984 5215	
防府	松田光則	H17.9.1	住所	〒747 0835 防府市大字西浦1844番地の5	(0835) 29 0414	
周南	奥西貴彦	H17.9.16	事務所	〒746 0053 周南市室尾一丁目7番10号	(0834) 62 5975	(0834) 64 7126
山口	平岡真二	H17.10.1	事務所・住所	〒753 0214 山口市大内御堀515番地3	(083) 927 7278	(083) 927 7402
宇部	安光秀樹	H17.11.1	住所	〒755 0003 宇部市則貞二丁目4番37-202号	(0836) 36 3836	
山口	渡邊一正	H17.11.15	住所	〒753 0011 山口市宮野下3172番地33	(083) 923 5262	

4. 合併に伴う登録事項変更

(山口市、吉敷郡秋穂町・阿知須町・小郡町・佐波郡徳地町 山口市)

支 部	氏 名	変更事項	変更前	変更後
山 口	有吉 照人	住所・事務所	吉敷郡秋穂町東1129番地	山口市秋穂東1129番地
山 口	小嶋慎一郎	住所・事務所	吉敷郡小郡町大字上郷3047番地	山口市小郡上郷3047番地
山 口	渡邊満洲生	住 所	山口市大字宮野下2900番地	山口市宮野下2900番地
山 口	藤野 洋一	住 所	吉敷郡秋穂町東6238番地の2	山口市秋穂東6238番地 2
		事務所	吉敷郡秋穂町東6238番地 1	山口市秋穂東6238番地 1
山 口	山田 勇	住所・事務所	佐波郡徳地町大字八坂105番の2地	山口市徳地八坂105番 2 地
山 口	藤原 淑雄	住所・事務所	山口市大字吉敷3770番地の2	山口市吉敷3770番地 2
山 口	青木 正治	住所・事務所	山口市大字大内御堀1162番地	山口市大内御堀1162番地
山 口	三刀屋康之	住所・事務所	佐波郡徳地町大字船路2830番の1地	山口市徳地船路2830番 1 地
山 口	本間 正幸	住所・事務所	山口市大字嘉川3514番地の5	山口市嘉川3514番地 5
山 口	河村 清	住 所	山口市大字宮野下2011番地の19	山口市宮野下2011番地19
山 口	百田 芳文	住 所	山口市大字大内長野719番地の17	山口市大内長野719番地17
山 口	桑原 堯	住 所	山口市大字後河原90番地の1	山口市後河原90番地 1
山 口	和田 祐二	住 所	山口市大字吉敷2290番地の20	山口市吉敷2290番地20
		事務所	山口市大字矢原1432番地の5	山口市矢原1432番地 5
山 口	福田 裕之	住 所	山口市大字大内矢田626番地の6	山口市大内矢田626番地 6
山 口	大田 浩	住 所	吉敷郡小郡町大字下郷1430番地の3	山口市小郡下郷1430番地 3
		事務所	吉敷郡小郡町大字下郷1079番地の10	山口市小郡下郷1079番地10
山 口	澤田 誠	住所・事務所	〒754-1215 吉敷郡阿知須町4248番地の1	〒754-1277 山口市阿知須4248番地 1
山 口	小山 未男	住所・事務所	山口市大字吉敷3669番地の15	山口市吉敷3669番地15
山 口	板垣 龍夫	住 所	山口市大字宮野上2393番地の15	山口市宮野上2393番地15
山 口	渡邊 英雅	住 所	山口市大字宮野下3055番地の3	山口市宮野下3055番地 3
		事務所	山口市大字宮野下2893番地の1	山口市宮野下2893番地 1
山 口	有井 幹夫	住所・事務所	山口市大字宮野下341番地	山口市宮野下341番地
山 口	原田 英樹	住所・事務所	山口市大字大内御堀919番地の3	山口市大内御堀919番地 3
山 口	山崎 耕右	住 所	山口市大字宮野下262番地	山口市宮野下262番地

支 部	氏 名	変更事項	変更前	変更後
山 口	三崎 友紀	住 所	山口市大字吉敷2004番地の7	山口市吉敷2004番地7
		事務所	山口市大字平井626番地の2	山口市平井626番地2
山 口	岩脇 薫	住 所	山口市大字吉敷2046番地の11	山口市吉敷2046番地11
		事務所	山口市大字大内矢田1312番地の2	山口市大内矢田1312番地2
山 口	若月慎一郎	事務所	山口市大字宮野上86番地の1	山口市宮野上86番地1
山 口	吉武 正敬	住 所	山口市大字陶4421番地	山口市陶4421番地
		事務所	吉敷郡小郡町大字下郷1079番地の10	山口市小郡下郷1079番地10
山 口	石川 慎	住所・事務所	山口市大字宮野下2478番地の5	山口市宮野下2478番地5
山 口	前田 浩史	住 所	佐波郡徳地町大字堀759番地	山口市徳地堀759番地
山 口	長田 拓也	住所・事務所	吉敷郡小郡町大字下郷2865番地の4	山口市小郡下郷2865番地4

変更年月日 平成17年10月1日

5．支部変更状況

氏 名 (事務所所在地)	事 由	変 更 前	変 更 後
小田 正夫 (美祢市)	美祢出張所の分割統合に伴う法務局取扱庁の変更のため	山口支部	宇部支部
鉄穴 昌克 (美祢市)	美祢出張所の分割統合に伴う法務局取扱庁の変更のため	山口支部	宇部支部
萬代 徳次 (美祢市)	美祢出張所の分割統合に伴う法務局取扱庁の変更のため	山口支部	宇部支部
山田 勇 (山口市徳地)	山口県央部1市4町合併に伴う法務局取扱庁の変更のため	防府支部	山口支部
三刀屋康之 (山口市徳地)	山口県央部1市4町合併に伴う法務局取扱庁の変更のため	防府支部	山口支部
澤田 誠 (山口市阿知須)	山口県央部1市4町合併に伴う法務局取扱庁の変更のため	宇部支部	山口支部

6．TEL・FAX等変更

支 部	氏 名	変更事項	変更前	変更後
岩 国	荒 川 和 子	メールアドレス	arakawa@sky.icn-tv.ne.jp	arakawa@ms10.megaegg.ne.jp
萩	熊 野 美智江	FAX	0837-43-0686	0837-43-0319

会務報告

開催日	会 務	場 所
17.9月22日(木)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	弁 護 士 会 館
30日(金)	単位会会長、同政治連盟会長・同政治連盟幹事長の合同会議	広 島 会 会 館
10月1日(土)	中国ブロック協議会役員会議	広 島 会 会 館
	総務部会	調 査 士 会 館
	林芳正参議院議員との勉強会	調 査 士 会 館
5日(水)	第4回境界鑑定委員会	調 査 士 会 館
13日(木)	中国・四国地域協議会 社会保険労務士フォーラム	山 口 市
5日(水)	第4回境界鑑定委員会	調 査 士 会 館
13日(木)	中国・四国地域協議会 社会保険労務士フォーラム	山 口 市
22日(土)	日調連主催 「オンライン登記申請」に係る伝達研修会 及び「土地家屋調査士特別研修(ADR)」の概要説明会	東 京 都
23日(日)		
28日(金)	人権擁護委員研修会(講師派遣)	山 口 市
	正副会長会議	調 査 士 会 館
11月2日(水)	山口プレ地方協議会	山 口 市
6日(日)	西日本会長会議	松 山 市
7日(月)		
8日(火)	中間監査会	調 査 士 会 館
	財務部会	調 査 士 会 館
9日(水)	第5回 境界鑑定委員会	調 査 士 会 館
15日(火)	業務部会	調 査 士 会 館
17日(木)	法務局との打合せ	山 口 地 方 法 務 局
19日(土)	中国ブロック協議会役員会議	岡 山 会 会 館
23日(水)	本部研修会	ぱ・る・るプラザ山口
26日(土)	山口法律関連士業ネットワーク一斉相談会	調 査 士 会 館
12月3日(土)	会員指導協議会	調 査 士 会 館
	「オンライン指定庁における登記業務」研修会	ぱ・る・るプラザ山口
8日(木)	土地家屋調査士合格証書交付式	山 口 地 方 法 務 局
	綱紀委員会	調 査 士 会 館
9日(金)	会報編集会議	調 査 士 会 館
	筆界特定制度についての研修会	山 口 県 教 育 会 館
14日(水)	公嘱協会との協議会	調 査 士 会 館
	総務部会	調 査 士 会 館
21日(水)	オンライン登記申請実証実験	調 査 士 会 館

先日、送付いたしました会員名簿に一部誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

【会員名簿 正誤表】

頁	訂正箇所	正	誤
6	政治連盟 役員名簿 会計責任者 執務代行者	白木 博	白 博
58	連合会 事務所	シティー音羽 2階204号	シティー音羽 2階224号
64	補助者名簿 福田裕之 氏名	福田裕之	福田佑之
65	補助者名簿 若月慎一郎 補助者氏名	小川秀伸	小月秀信

広報部からの お知らせ

国民年金基金は夫婦で加入を

土地家屋調査士国民年金基金の加入員の皆様には、平素は基金の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国民年金基金は安全・有利で、少子高齢化社会を迎えても対応できる、安心の置ける年金です。

自営業者の方々の老後の福利厚生において、強い味方になると確信しております。

30歳～59歳の夫婦を対象とした「老後の生活に対する意識」調査によりますと、現役世代の方々は自分の老後の生活に最低必要と考える1ヶ月の生活費は約28万円、又、豊かな老後生活を送るために必要と考える1ヶ月の

生活費は約38万円と回答しています。公的年金の標準年金額は、自営業者世帯で約13万円（平成13年度価格）ですから、どうしても自助努力が必要となってまいります。

ご自分の老後の設計は万全でしょうか、わずかでも不安感をお持ちの方は、安心して老後を迎えるために老後の生活設計にご夫婦での国民年金基金への加入をご検討されてはいかがでしょうか。

日本土地家屋調査士会の会員の奥さんは、国民年金に加入し保険料を納付していればいつでも加入することができます。

そして掛金は全額世帯主の社会保険料控除の対象とすることができますので節税効果も2倍となります。



発 行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電 話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホ-ムページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振 替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 瀬口 潤二
広報担当副会長 三好 一敏
広 報 部 長 藤本 精二
理 事 石田 浩三
" 久保真珠美
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net